

議案第 7 号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成30年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第5
0号）の一部を次のように改正する。

第67条の4第1項中「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定
するものである。